

## 監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 3 年 6 月 28 日

新城市監査委員 原 義弘  
新城市監査委員 下江洋行

第 1 監査種別  
定例監査・行政監査

第 2 監査の対象  
鳳来総合支所 地域課  
作手総合支所 地域課

第 3 監査に当たった監査委員  
原 義弘、下江洋行

第 4 監査の期間  
令和 3 年 4 月 14 日～令和 3 年 6 月 28 日

第 5 監査の方法  
監査実施計画に基づき、上記部局に係る令和 2 年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第 6 監査の結果  
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。  
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね 3 か月を目処に通知されたい。その際、措置した状況はできるだけ具体的に数値等を用いて示されたい。

## 鳳来総合支所

### 【地域課】

#### 意見

- 1 貸付財産に関する調書において、契約期間等の貸与状況の見直しを図りたい。また公有財産に関する調書においても、台帳の整理を行い不明点等について備考欄を上手く活用し、誰が見ても理解できるような資料作りに努められたい。
- 2 内部統制に基づく業務手順書の作成については細かい部分まで作成されているが、さらに業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに見直されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。
- 3 大災害が発生した場合に、事業の継続・早期復旧を図ることができるよう、平常時から緊急時における事業継続のための方法・手段を検討されたい。

## 作手総合支所

### 【地域課】

#### 意見

- 1 回議用紙、決裁カード、供覧カードにおいて未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。
- 2 内部統制に基づく業務手順書の作成については細かい部分まで作成されているが、さらに業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに見直されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。
- 3 大災害が発生した場合に、事業の継続・早期復旧を図ることができるよう、平常時から緊急時における事業継続のための方法・手段を検討されたい。
- 4 公有財産に関する調書については概ね適正に整備されているが、不明点等について備考欄を上手く活用し、誰が見ても理解できるような資料作りにさらに努められたい。